

「津山中央病院医療研修センター」利用規約（院外）

平成23年05月01日 制定

平成23年10月01日 改定

（利用目的）

第1条 「医療研修センター」は、医療系学生を含め、新人医師、新人看護師を始め医療技術職等の技術の向上、離職者の再就職時の教育、中学生・高校生への医療体験等、地域医療の再生と向上に寄与することを目的とする。

（利用対象者）

第2条 津山中央病院職員以外の、以下の者に施設の利用を許可する。

- ・津山・英田・真庭地域の病院、診療所、福祉施設等の職員
- ・行政、消防職員
- ・医療関係学生
- ・地域の高校生、中学生等
- ・その他病院長から許可を受けたもの

（利用可能施設）

第3条 利用可能施設は以下の通りとする。

- ・講義室、ミーティング室、カンファレンス室、トレーニング室

（実施内容）

第4条 医療研修センターで実施される内容は下記のとおりとする。

- 1) 各種シミュレータを用いた教育プログラム（心肺蘇生講習会など）
- 2) 医療手技訓練
- 3) 地域医療研修会
- 4) 地域連携会議
- 5) その他、病院長より許可された内容

（利用日時）

第5条 医療研修センターが利用可能な日時は以下のとおりとする。

- 1) 原則 平日9:00～20:00（準備、片付けの時間を含む）
- 2) それ以外の利用に関しては、目的や内容により病院長が判断する。

（利用の申請）

第6条

第1項 医療研修センターの利用を希望する者は「医療研修センター利用申請書・許可書」（様式1）を提出し、利用の許可を得なければならない。

第2項 記入が必要な内容は以下のとおりである。

- ・利用年月日
- ・利用時間（準備および片付けの時間を含む）

- ・利用の目的
- ・利用責任者の所属、連絡先等

第3項 医療研修センター管理品を院外に持ち出して使用することは、原則できないものとする。ただし、使用の要望がある場合には、「医療研修センター備品等の貸出に関する申請書」（様式2）を提出し、その可否を決める。

（利用時の立会い）

第7条 医療研修センターを利用する際は、院内インストラクター若しくは病院長の許可した責任者の立会いを原則とする。

（鍵の管理）

第8条

第1項 医療研修センターは原則施錠管理し、利用申請に基づき防災センターのスタッフによって開錠されるものとする。

（利用負担金）

第9条

第1項 医療研修センターの利用料金は、次の通りとする。（施設・設備利用料金）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1) 講義室 | 1時間につき1,000円 |
| 2) ミーティング室 | 0円 |
| 3) カンファレンス室 | 0円 |
| 4) トレーニング室 | 1時間につき2,000円 |

ただし、病院長の許可がある場合にはこの限りではない。

第2項 使用負担金は、原則利用希望日の前営業日までに財団本部へ持参のこととする。前営業日までに利用負担金の支払いがない場合は、医療研修センターの利用申請はキャンセルされたものとみなす。

（消耗品の使用）

第10条 トレーニング室内の消耗品（シミュレーター付属の消耗品も含む）の利用については、原則利用者側の実費負担とする。

（破損・紛失）

第11条 医療研修センターの施設、および物品を破損、紛失した場合は、速やかに企画管理部に申し出て、その指示を受けなければならない。適切に利用されていなかった場合の破損・紛失、および無断でシミュレータ等を持ち出した場合の破損・紛失は、利用責任者の弁済を請求する。

（利用制限・禁止）

第12条 利用者が本規約で定める内規に違反する行為をした場合、病院長によって利用を制限、または禁止されることがある。

（規約の改廃）

第13条 この規約の改廃は、病院長が決定する。

- 附則 1 この細則は平成23年5月1日から施行される。
- 附則 2 この細則の改定は平成23年10月1日から施行される。